

北名古屋市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和5年11月8日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治

5 北 学 第 8 0 7 号

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様

北名古屋市監査委員 清 水 晃 治 様

北名古屋市長 太 田 考 則

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 5 年 9 月 2 7 日付け 5 北監第 4 6 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜学校教育課＞

1 【指摘事項】

ア 情報機器の保管場所について

教育委員会で管理する機器について、保管場所に施錠がされていなかったため、施錠できる場所で保管管理されたい。

イ 情報機器の管理について

学校で管理する機器について、管理台帳上の保管場所と実際の保管場所が一致していないものがあったため、適切な管理を徹底されたい。

ウ 予備機等の管理について

学校で予備機として管理する機器等について、保管場所からの持ち出しや返却の履歴が残されていなかった。教育委員会から統一様式を示すとともに、使用履歴を残し、適切に管理するよう徹底されたい。

2 【措置状況】

アの指摘事項については、教育委員会で管理する機器について、施錠できる場所で保管管理します。

イの指摘事項については、管理台帳上の保管場所と実際の保管場所が一致するように適切に管理します。

ウの指摘事項については、教育委員会から使用履歴が残る統一様式を示し、適切に管理します。

3 【監査委員意見】

学校によって情報機器の使用方法や使用頻度に差があった。国がGIGAスクール構想を推進しており、その環境整備のために国の補助金や市の予算が投入されて配備された機器であるため、適切に効率よく活用する方法を検討されたい。

4 【措置状況】

学校によって情報機器の使用方法や使用頻度に差があったため、適切に効率よく活用する方法を検討していきます。